

## 指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
日本車輛製造株式会社 輸機・インフラ本部 営業第二部	名古屋市 熱田区	平成27年5月13日から平成27年8月12日(3か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)	当該業者は、農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等における特定農業施設工事について、平成27年3月26日、公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認定された。 このため、工事の契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第4号

指名停止要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 愛知県、岐阜県及び三重県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内